

水道料金・下水道料金に関するお知らせ

農林建設課

平成31年3月使用分から、水道料金・下水道料金のお支払い方法が変わります！

□ 水道使用水量等のお知らせの変更

毎月23日から27日の間にポストへ投函している『水道使用水量等のお知らせ』の様式が変わります。

□ お支払い方法の変更

○ 納付書支払いの方（役場窓口でお支払いしていた方も対象となります）

毎月上旬に、前月使用分の納付書を郵送します。郵送された納付書を下記の支払対象機関に持参してお支払いください。『水道使用水量等のお知らせ』でのお支払いはできませんので、ご注意ください。

支払対象機関

コンビニエンスストアでお支払いができるようになります！

- ・ 留寿都村役場出納室窓口
- ・ 金融機関
北海道信用金庫留寿都支店、ようてい農業協同組合留寿都支所、北洋銀行倶知安支店、郵便局
- ・ コンビニエンスストア
セイコーマート、セブンイレブン、ハマナスクラブ、ローソン
※その他の対象店舗は留寿都村ホームページをご確認ください。

○ 口座振替の方

お支払い方法に変更はありません。毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動で引き落としされますので、通帳又は水道使用水量等のお知らせの口座振替領収書欄でご確認ください。

水道料金・下水道料金のお支払いに関するご質問・ご相談は、農林建設課水道係までお問い合わせください。

また、留寿都村ホームページにも同様の情報を掲載しています。